

## ○長生村自治会集会所建設事業補助金交付要綱

平成28年8月1日

告示第28号

自治会集会所建設事業補助金交付要綱（昭和52年長生村告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民相互の話し合いと親睦を図る地域社会の中心施設である自治会集会所の建設事業に対する補助金を交付することについて、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 自治会集会所の新築、増改築及び除却に係わる工事
- (2) 自治会集会所の総額15万円以上の修繕工事
- (3) その他村長が必要と認めたもの

2 前項第2号の規定にかかわらず、次にあげる事項に該当する場合は、対象とする。

- (1) 介護予防事業を実施しているもの
- (2) 自然災害により被災したもの

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する消費税及び地方消費税を除いた経費の3分の1以内とし、400万円を限度とする。

2 補助金の額として算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（実施計画）

第4条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、その代表者は、長生村自治会集会所建設事業実施計画書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真

2 前項の計画書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日とする。ただし、緊急を要するもの等、特に村長が認めたものは、この限りでない。

（補助金の額の内定）

第5条 村長は、前条の規定による計画書の提出があつたときは、内容を審査の上補助金の額を内定し、補助金の交付年度開始後速やかに長生村自治会集会所建設事業補助金内定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の施行1か月前までに長生村自治会集会所建設事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、長生村自治会集会所建設事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（計画の変更申請）

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた補助事業者は、申請内容を変更しようとするときは、長生村自治会集会所建設事業補助金変更申請書（別記第5号様式）に変更内容が分かる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（変更決定）

第9条 村長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、必要に応じ決定内容を変更し、これに条件を付することができる。

2 村長は、前項の規定により決定内容を変更し条件を付したときは、長生村自治会集会所建設事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象事業が完了した補助事業者は、長生村自治会集会所建設事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し又は請求書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施設の工事完了写真

(4) その他村長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき額を確定し、長生村自治会集会所建設事業補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による交付額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長生村自治会集会所建設事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助金の交付について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違背したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助対象事業の施行の方法を不相当と認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。